

<b>交渉情報</b>	<b>NO.44</b>	日本郵便信越支社人事部 ゆうちょ銀行
JP労組信越地方本部	2014年3月6日	添付資料:14枚

「2014年度三六協定締結」及び「賃金の一部控除に関する協定」  
について

「2014年度三六協定等の締結及び二四協定の再締結の考え方と今後の対応」及び「郵便事業における必要労働力の確保に全力を挙げる」という考え方については本部交渉により、中央総合情報第132号で明らかにされています。

これを受け、日本郵政グループ各社人事部長は、本日（3月6日）「2014年度三六協定締結」及び「賃金の一部控除に関する協定」について地方本部に説明してきたところです。

総体的には、三六協定締結時間数の一般協定及び特別条項の目安時間数については、昨年度と同様としています。

留意点として、

- 1 旧郵便局会社の社員について、12・1月期の最高時間数は81時間、非番日労働回数は2回、休日労働は2日。（従って、通年同じ）
- 2 2か月の時間数には非番日労働の時間数を含む。
- 3 休日及び祝日労働の正規の勤務時間は2か月の時間数には含まないが、時間外労働の時間数は含まれる。
- 4 特別条項適用事例集における「その他事例の考え方」の項に、「ただし、『年末年始業務運行確保』、『夏期業務運行確保』及び『年度末業務等一定の時期に集中する繁忙』について、2か月及び1年について適用する場合は、単に当該期間中の業務であることだけでは適用することはできない、としています。

なお、中央総合情報の通り本部は、特別条項適用の通知方法および運用方法について、職場の実態をさらに把握し、別途夏期繁忙期までに本社と協議を行ったうえで指導していくとしており、整理され次第、地方段階でも改めて周知します。

地本では三六団交に当たり、職場窓口対応における2か月毎の「時間外労働の意思疎通」と併せ、計画年休の取得状況の情報提供も求めたところであり、これについて

支社は、別途検討するとしています。

また、会社側からの丁寧な説明は当然として、特に慢性的な要員・労働力不足となっている職場について具体的な改善策を支部窓口等で示すよう求めたところです。

一方、私たちも三六協定に対する緊張感が薄れてきているように感じています。

今後、地本・連協の機関会議では要員・労働力関係や時間外労働及び年休取得状況について意見交換の時間を設け、共通認識をはかっていきたいと考えています。

詳細及び締結時期については、別紙支社資料を参照願います。

かんぽ生命については、現時点では対応が整わず別途説明としています。準備出来次第、周知します。

【労使対応】          団体交渉

### 「賃金の一部控除に関する協定」

別紙の通り、労働基準局の指導により、第1条（6）の条文に目的を明確にするため「及び組合費」の文言が追記されました。併せて、ご承知置き願います。

【労使対応】          団体交渉